

第9章 健康危機管理対策

【基本計画】

- 新たな感染症や毒劇物による事故など、近い将来に発生が予想されている健康危機のみならず、原因の特定が困難な健康危機事例にも対応できる体制の整備を図ります。
- 医療機関を始め関係機関との連携を強化し、健康危機の発生を未然に防止できるよう平時における情報収集及び情報分析の体制整備を図ります。
- 保健所や衛生研究所の職員の研修・訓練を実施し、職員の資質向上と組織の機能強化を図ります。
- 有事の際の関係機関との連携を確実なものとし、広域的な支援体制の充実強化を図ります。

【現状と課題】

現 状

1 健康危機管理体制の整備

- 県健康福祉部に健康危機管理調整会議を設置し、定期的に開催することにより、部内の円滑な調整を図っています。
- 関係機関と危機管理体制の整備、連絡網の作成を行っています。
- 広域的な連携体制を確保するため、東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会における相互支援に関する協定を平成18年12月に締結しています。
- 健康危機管理手引書を作成し、関係機関に配備しています。
- 警察と衛生研究所が、相互に連携して検査を分担実施できる体制を整備しています。
- 24時間、365日の対応に備え、休日、夜間における連絡体制を整備しています。

2 平時の対応

- 各種規制法令に基づき通常の監視指導を行っています。
- 広範囲にわたる健康危機の発生が予測される施設に対しては、広域監視班による監視指導を行っています。
- 発生が予測される健康危機については、個別の対応マニュアルを整備しています。
- 保健所職員に対する研修を定期的に行っています。

3 有事の対応

- 被害の状況を把握し、被害を受けた方に対する医療提供体制の確保を図っています。
- 関係機関との連携のもとに、原因究明体制を確保しています。
- 健康危機発生状況及び予防措置等について県民へ速やかに広報できる体制を整備しています。
- 重大な健康被害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合は、対策本部を設置します。

課 題

- 危機管理体制の整備では、常に組織等の変更留意し、逐次見直し、有事に機能できる体制の整備が必要です。
- 職員の研修・訓練を実施することにより、手引書の実効性を検討し、見直しを図る必要があります。
- 原因究明に関わる検査機関（保健所、衛生研究所、科学捜査研究所等）との連携の充実を図る必要があります。
- 監視指導体制、連絡体制について、常に実効性のあるものであることを確認する必要があります。
- 情報の一元化に努める必要があります。
- 複数の原因を想定した対応ができる体制づくりが必要です。

【体制図の解説】

- 平時には、健康福祉部内各課室において健康危機に関する情報収集を行い、健康危機管理調整会議を定期的を開催して、情報の共有を図っています。また、必要な情報が速やかに知事まで報告される体制を整備しています。
- 県の防災局を始めとする関係部局、国及び警察本部及び関係機関との連絡網により情報収集及び情報提供を行うなど連携を図っています。
- 有事の際には、健康危機管理調整会議を速やかに開催し、適切な対応を図ります。また、愛知県危機管理推進要綱に基づく対策本部設置の必要性について検討し、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置します。
- 地域においても保健所を中心として、警察署、消防署、市町村等と密接な連携を保ち、情報収集に努めており、有事の際には、速やかに健康福祉部の各担当課室へ状況報告が行われ、適切な対応を行うための体制を整えています。